細則　学生会員および早期キャリア会員

2025 年 6 月 14 日制定
2026 年 6 月 13 日改正

１．本会の学生会員および早期キャリア会員の資格は、次の通りに定める。

㈠　学生会員とは、国内外の高等教育機関に学籍を有する会員、またはそれに準ずる会員とする。

㈡　早期キャリア会員とは、国内外の高等教育機関の大学院課程を修了または退学して学籍を失った日が属する年度の翌年度から起算して 10 年以内にあり、学術研究活動に取り組んでいる会員とする。但し、早期キャリア会員としての資格を有するのは、通算して 7 年間を上限とする。

㈢　専任の被雇用者としての収入またはそれに準ずる収入がある者は、学生会員および早期キャリア会員としての資格を有しない。

２．学生会員および早期キャリア会員の年会費は、会則の付則に定める通りとする。

３．学生会員または早期キャリア会員の資格を喪失した者もしくは学生会員から早期キャリア会員への資格の変更のあった者は、直ちに本会に届け出なければならない。但し、年度途中で資格の喪失または変更があった場合、新たな年会費は翌年度の４月１日から適用する。

４．学生会員および早期キャリア会員に係る制度については、2023 年総会（2023 年 6 月 3 日）の決議に基づき、本会の財政状況等を勘案のうえ、同総会から 5 年後にその継続の可否等を判断し、継続が決定された場合には、以後も定期的に見直しを行うものとする。